

八戸市こどもまちなか I T 部運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 委託件名

八戸市こどもまちなか I T 部運営業務委託

2 目的

こどもたちが集まる楽しさを感じながら、多くの学びや体験ができる居場所をつくるとともに、こどもは社会を共につくるパートナーという認識の下、こどもたちの社会参加の機会創出や、自分の意見を市に届けられる仕組みづくり、更には、こどもたちが主体の情報発信の仕組みをつくるため、八戸市（以下、「委託者」という。）が設立する「こどもまちなか I T 部」の運営や、部員となるこどもたちへのサポート等を行いながら、こどもたちのための八戸市ホームページを制作する。

また、加えて、部員が地元への知識を深めながら、多くの人と関わり、多様な体験を得ることによって、自主性や創造性、コミュニケーション力を育むとともに、当市への愛着醸成に資する。

3 業務概要

(1) 内容

別紙 1 「八戸市こどもまちなか I T 部運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(3) 見積上限額

年額 10,054,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

4 参加資格

当プロポーザルに参加するための資格は次のとおりであり、参加を希望する場合はそのすべてを満たさなければならない。

- (1) ホームページ制作及びシステム分野に関する事業運営の実績が 3 年以上あること。
- (2) 八戸市こどもまちなか I T 部運営業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

5 事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	日程等
公募開始 実施要領等をホームページに掲載	令和6年6月25日（火）
公募説明会参加申込書受付	令和6年6月25日（火）～7月12日（金）
公募説明会	令和6年7月18日（木）
質問書の提出（受付）	令和6年7月19日（金）～26日（金）
質問に対する回答	令和6年7月31日（水）
参加申込書・応募書類提出期限	令和6年8月1日（木）～19日（月）
選考会	令和6年8月27日（火）
選定結果通知・公表	令和6年8月30日（金）

6 公募説明会への出席 必須

本プロポーザルに参加する事業者は、八戸市ホームページに掲載している「公募説明会参加申込書」（様式第1号）をダウンロードし、令和6年7月12日（金）までに提出すること。

※本プロポーザルに参加する事業者は必ず公募説明会に出席してください。

(1) 提出書類

様式第1号：公募説明会参加申込書

(2) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

1部提出すること。

(4) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

※電子メール、郵送の場合は、提出後に必ず下記提出先に確認の電話連絡をすること。

(5) 提出先

八戸市こども健康部こども未来課（4ページ目の「13 担当部署（問合せ先）」参照）に提出すること。

(6) 開催日時

令和6年7月18日（木）午後2時

(7) 開催場所

八戸市庁本館地下一階 会議室B

住所：八戸市内丸一丁目1番1号

7 質問書の受付及び回答

八戸市ホームページに掲載している「質問書」（様式第2号）をダウンロードし、電子メールで下記アドレスに送付することにより受付する。

なお、回答は質問書の提出者に対し、令和6年7月31日（水）までに電子メールで回答するとともに、八戸市ホームページに掲載することとする。

また、電話での回答は行わないものとし、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

【Eメールアドレス】 kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

8 応募書類の提出

応募書類を提出する事業者は、次に掲げる書類を作成し、提出期限までに提出すること。

(1) 応募書類

- ① 様式第3号：参加申込書
- ② 様式第4号：誓約書
- ③ 様式第5号：法人概要及び実績
- ④ 様式第6号：八戸市こどもまちなかIT部運營業務に関する事項
(各項目について網羅された内容であれば任意の様式でも可。)
- ⑤ 様式第7号：見積書(任意の様式でも可。)
- ⑥ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの)
- ⑦ 法人の定款又は寄附行為等(写し可。最新のもの)
- ⑧ 納税証明書(写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの)
国税：国税の未納がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3)
(法人格のない団体については、団体の代表者の所得税)
市税：市税の滞納がないことの証明書
(法人格のない団体については、団体の代表者の市民税、国民健康保険税)
※納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書(任意様式)を提出すること。
※法人税等が減免によって0円となっている場合も、当該証明書を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年8月19日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出部数

正本1部、副本5部の計6部を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は配達証明付書留郵便による郵送により提出すること。

(5) 提出先

八戸市こども健康部こども未来課(4ページ目の「13 担当部署(問合せ先)」参照)に提出すること。

(6) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- ② 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑤ 提出書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

9 参加辞退

公募説明会参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届」(様式第8号)を提出すること。

なお、応募書類の提出期限(令和6年8月19日(月))を経過しても応募書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなすこととする。

10 選考方法

提出された応募書類等の内容について、八戸市こどもまちなかIT部運営事業者選考会の選考員が、審査基準に基づき、選考員ごとに審査を行い、評価点数が最高点の事業者を契約の相手方の候補者として決定する。ただし、得点率が5割未満の場合は選定しないものとする。

また、本プロポーザルに参加する事業者が1者のみであった場合においても、審査を実施するものとする。

審査結果が同点となった場合には、当市で定めている指定管理制度の選定基準に準拠し、申請者立ち合いのもと「くじ引き」により候補者を決定することとする。

11 選考会への出席 必須

- (1) 開催日時 令和6年8月27日(火) 午前10時
- (2) 開催場所 八戸市庁本館地下一階 会議室B
住所：八戸市内丸一丁目1番1号
- (3) 内 容 団体の概要紹介、事業計画等に関するプレゼンテーション、ヒアリング
- (4) そ の 他 参加人数は1団体3名以内、時間は1団体20分程度とします。

12 選考結果の発表及び公表

選考結果は、全ての参加事業者に対して 書面により通知する。また、選考結果の概要を八戸市ホームページに掲載することとする。なお、選考結果に関する質問には一切応じない。

13 契約手続

選考された受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と協議をした結果、選定事業者が辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点の事業者を新たな受託候補者として協議を行う。

14 担当部署（問合せ先）

八戸市こども健康部こども未来課 企画グループ （担当：和島・戸田）

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館2階）

電話 0178-43-2167（直通）

FAX 0178-43-2144

Eメールアドレス kodomo@city.hachinohe.aomori.jp